

## 1 有料広告事業による歳入の確保

(説明者：財務部長)

### (1) 主な意見等

- 広告を公募する際には設置位置をあらかじめ示すのか。広告代理店等業者側の要望により設置位置が変わることはないのか。  
→ 市が示した場所での広告の公募である。また、広告の効果を考えた場合、多くの市民が滞留する場所が設置位置として想定されるので、他の位置を希望されることは無いと思われる。
- 業者が広告主を思うように集められなかった場合、本市側に不利益が生じる恐れはあるのか。  
→ 特に無いと考える。その場合には業者側が想定する利益を得られないということになる。
- 広告内容の入れ替えは1ヶ月ごとのことだが、広告の掲出に際しては、本市でも審査会を開催する事になるが、煩雑になる可能性はないのか。  
→ 契約上は1ヶ月ごとだが、広告主である民間企業の広告入れ替えは、半年に一回程度と考えている。
- 本市の広報として流す行政情報の原案は、どのようにして業者に出すのか。  
→ 市の広報は文字情報であり、内容が分かるようにすれば、紙でも電子データでもかまわない。レイアウトなどは広告業者が作成する。

### (2) 結 果

- 原案の通り承認

## 2 「土地利用審査会条例」の制定について

(説明者：企画部長)

### (1) 主な意見等

- 審査会の人数は7人とのことだが、今回の条例案の中には特に規定がないが、根拠はどこにあるのか。  
→ 条例案の第1条の中で、「国土利用計画法第39条第10項の規定に基づき」とあり、この中で審査会委員7人の規定がある。
- 監視区域、注視区域についての勧告等は実例として件数が少ないとのことである

が、審査会の主な役割としては「土地取引の事後届出に対する土地の利用目的についての勧告」などと考えるが。

→ おそらくそうなると思う。「土地取引の事後届出に対する土地の利用目的についての勧告」等についても、それほど頻繁に発生するものではないと思う。

- 条例案の第2条の中で、審査会の構成員は再任が可能となっているが、再任の回数に制限は設けないのか。

→ 本市では審議会のあり方の指針の中で、委員の任期は10年という規定があるので、これに基づくものとして、あえて条例の中では規定していない。

- 審査会の任命について、「県知事が県議会の同意を得て」との規定がある。大都市の特例の条文から、「政令指定都市の市長が市議会に」と読み替えを行うわけだが、本市が政令指定都市移行を予定しているのは平成22年4月であり、提案にあるように平成22年3月議会で同意を得ることは、政令指定都市の移行前であり問題はないのか。

→ 先行して政令指定都市に移行した市でも移行前の3月議会で同意を得ている。これらの状況から問題は無いと考えるが、更に調査を行う。

## (2) 結 果

- 原案の通り承認

以 上